

# 小金井市職員定数条例の一部を改正する条例案と修正案概要

	現行条例		改定条例案		自民党・公明党修正案		情報公開こがねい修正案	
任命権者の区分	定数(人)	出向者、 退職者、 育児休業者 及び配偶者 同行休業者 は定数外と する。	定数(人)	相手先が 給料等を 支払う派 遣職員（ 自治法派 遣職員） は定数外 とする。 （※）	定数(人)	相手先が 給料等を 支払う派 遣職員（ 自治法派 遣職員） は定数外 とする。 （※）	定数(人)	相手先が 給料等を 支払う派 遣職員（ 自治法派 遣職員） は定数外 とする。 （※）
市長の補助職員	636		594		580		578以内	
議会事務局の職員	10		10		9		10以内	
教育委員会の職員	135		112		106		103以内	
選挙管理委員会の職員	4		4		4		4以内	
監査委員の補助職員	3		3		3		3以内	
農業委員会の職員	2		2		2		2以内(兼任)	
合計	790		725		704		698以内	

職員数	687
欠員分	12
（保育給食調理	4）
（小学校給食調理	4）
（学校用務	2）
（コミュニティ文化	1）
（介護福祉	1）
育児休業代替任期付職員分	7
オリンピック組織委員会派遣分	3
突発要員重点配置分	10
（災害時対応	7）
（農業委員会	2）
（議会事務局	1）
短時間勤務再任用職員分	6
（市長の補助職	3）
（教育委員会	3）
合計	725

職員数	687
欠員分	2
（保育給食調理	4）
（小学校給食調理	4）
（学校用務	2）
（コミュニティ文化	1）
（介護福祉	1）
育児休業代替任期付職員分	7
オリンピック組織委員会派遣分	3①
突発要員重点配置分	2
（災害時対応	7）
（農業委員会	2）
（議会事務局	1）②
短時間勤務再任用職員分	6
（市長の補助職	3）
（教育委員会	3）
合計	704

職員数	687
欠員分	12
（保育給食調理	4）
（小学校給食調理	4）
（学校用務	2）
（コミュニティ文化	1）
（介護福祉	1）
育児休業代替任期付職員分	7
オリンピック組織委員会派遣分	3
突発要員重点配置分	1
（災害時対応	7）
（農業委員会	2）
（議会事務局	1）
短時間勤務再任用職員分	6
（市長の補助職	3）
（教育委員会	3）
合計	698

（※）東京都に出向している職員（4人）や小金井市観光まちおこし協会に派遣されている職員（1人）および、退職者（4人）、育児休業者（26人）、配偶者同行休業者（0人）は定数「外」から定数「内」に変更する。  
定数「外」は、一部事務組合への派遣職員（4団体・7人）のみとする。

ただし、東京オリンピック・パラリンピックが終了するまでは①を、2020年3月末までは②を加える。

【解説】上記の表は、6月21日の総務企画委員会で議論された内容です。真ん中の「改定条例案」は小金井市提出。右側の2種類の修正案は、議会側から提出されたものです。

現行条例では職員定数「外」としている「出向者、退職者、育児休業者及び配偶者同行休業者」を、改定案では、自治法派遣の職員のみを定数「外」とし、それ以外は定数のなかに入れてしまうものとなっています。

現在、出向者は一部事務組合に7人、東京都に4人、小金井市観光まちおこし協会に1人いますが、条例改定案では東京都へ派遣されている4人と小金井市観光まちおこし協会に派遣されている1人が職員定数のなかに含まれることとなります。東京都と観光まちおこし協会へ送り出している職場では「内部生み出し」の掛け声のもと、代替職員は採用されていません。この状態を条例上からも容認するものとなります。

退職者は4人、育児休業者は26人います。退職者に対してはパートや臨時職員で対応し、育児休業者に対しては任期付職員や臨時職員で対応していますが、保育園職場を中心に、必要人数や必要な時間数をカバーできない状況となっています。退職者や育児休業者の人数も職員定数のなかに入れてしまうことは、保育園職場のみならず、職員不足で時間外勤務が常態化している現状を放置することにもなりかねません。

（2018年6月29日／文責：板倉真也）